

行政評価シート(事後評価)

コード (99) 11-2-2	事務事業名 障害児童等介助事業	所管部課 教育部教育企画課(旧学校教育部学務課)
--------------------	--------------------	-----------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的		根拠法令等
	小学校の通常の学級に在籍する障害のある児童へ介助員を配置することで、当該児童が移動等の際の安全を確保し、当該児童の学校における生活の安定を図り、保護者の負担を軽減することを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則 ☐ 政令・省令 ☒ 基準
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等		
	(事業内容) 市単独事業 ・介助員配置の範囲: 通常の授業、水泳指導、学校行事、宿泊を伴わない校外活動、給食時間、休み時間 ・配置日数: 予算の範囲内で、児童一人につき年間100日分を上限として介助員を配置する日数を決定する。 ・対象となる障害: 障害種別は特に問わない。(肢体不自由、知的障害、発達障害、難聴等) (実施方法) ・保護者から学校を通じて申請を受けて、保護者及びボランティア等による2か月の介助実績を経た後、当該児童について授業観察等を実施した上で、学期ごとに介助員配置日数を決定し、登録されている者の中から介助員を派遣する。		
事業開始時期		平成 18 年度	実施形態
			☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	事業費(A)	千円			5,042	12,700
	財源内訳					
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源		0	0	5,042	12,700
	所要人員(B)	人			0.50	0.30
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	0	0	4,081	2,448
	臨時職員等賃金(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	0	0	9,123	15,148	
単位当たりコスト						
(E)=(D)/ (利用申請受付件数)	千円	#DIV/0!	#DIV/0!	261	#DIV/0!	

評価指標の設定

活動等指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
利用申請受付件数	実績値	件			35	
介助員登録受付件数	実績値	件			72	
(指標の説明・数値変化の理由 など)						
児童の保護者から介助員の利用申請を受けて、介助の必要性及び介助員を配置する日数を決定するための活動指標。 介助活動ができる方を募集し、登録を行い、介助員の配置が決まった児童へ介助員を配置するための活動指標。						
成果指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
一次 利用児童数	目標値	人			20	30
	実績値	人			28	
二 障害児の安定した学 次 校生活の実現	目標値					
	実績値	%				
(指標の説明・数値変化の理由 など)						
利用申請のうち、介助員の配置が決まり、実際に介助員を利用した児童数。						

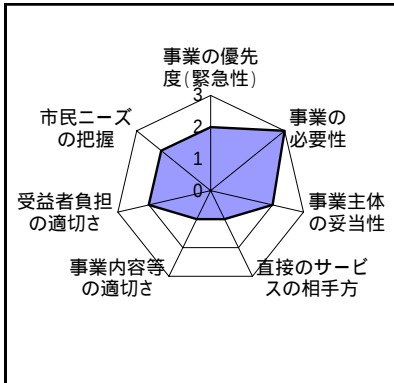
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	(介助員意見) 「介助員同士の情報交換会、講習会を開催してほしい」「子どもに係わる活動ができて良い」「全ての子どもに必要な時間全て措置してほしい」「キャンセル時のルールが必要」「学校側の対応を改善してほしい」「介助員は児童に配置ではなく学校へ配置しては」「身体的介助と精神的介助は区別した方がよいのでは」
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下
	代替・類似サービスの有無	☒ 有 ☐ 無

通常の学級に在籍する介助を要する児童生徒に対する介助員の配置状況(平成18年度 日野市教委調べ)
 ・介助員の配置 13市 / 26市中、
 ・利用要件に障害種別を問わない 2市 / 26市中 (日野市、西東京市)
 特別支援教育施策の一つとして、様々な障害のある児童生徒に対する、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」配置の経費を、平成19年度から国が財政措置を講じる予定である。

コード (99) 11-2-2	事務事業名 障害児童等介助事業	所管部課 教育部教育企画課(旧学校教育部学務課)
--------------------	--------------------	-----------------------------

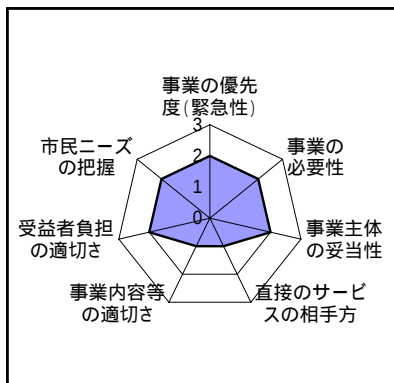
【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2	☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 休止 ☐ 廃止	障害のある児童の学校生活を安定し、保護者の負担を軽減するため、事業の必要性は高い。一方、本事業の対象は障害のある児童であるため、対象者数は限られるので、事業の公平性は低い。 ADHD(注意欠陥多動性障害)やアスペルガー症候群などを含め発達障害の児童が通常の学級に約4～6％程度の割合で在籍している可能性があるという調査結果がある。平成19年度から特別支援教育が始まり、それら発達障害への対応が求められている中、「特別支援教育支援員」の導入を国が予定している。本事業との相違点を整理し、身体的な障害とその他の障害種別を分けることや、介助員を児童へ配置するのではなく学校等へ配置することなどを今後検討する必要がある。 また、市教育委員会では、障害のある児童がどの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断しているが、本事業を推進することは、その適正就学の考えに矛盾する点がある。
事業の必要性	3		
事業主体の妥当性	2		
直接のサービスの相手方	1		
事業内容等の適切さ	1		
受益者負担の適切さ	2		
市民ニーズの把握	2		



【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2	☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 休止 ☐ 廃止	平成18年度から新たに創設した事業である。障害のある児童の介助の必要度について、審査委員会において認定することで、予算の約40％の執行率で、当初予定の1.4倍の利用実績が図られていることは、事業の適正な運用がなされているものと推測する。今後も、予算の範囲内において、適正な執行に努めることを期待するところである。 なお、平成19年度から開始した特別支援教育における支援員制度の内容を確認の上、本事業のあり方については検討すべきである。
事業の必要性	2		
事業主体の妥当性	2		
直接のサービスの相手方	1		
事業内容等の適切さ	1		
受益者負担の適切さ	2		
市民ニーズの把握	2		



【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 休止 ☐ 廃止	本事業は平成18年度から実施したものであるが、一次、二次評価記載のとおり、平成19年度から特別支援教育における支援員制度が実施されるため、本事業との相違点を整理し、事業のあり方を再検討する必要がある。